

居宅介護支援重要事項説明書

1、事業所の概要

法人名 : 医療法人社団 神野医院
代表者氏名 : 理事長 神野 君夫
事業所名 : 医療法人社団 神野医院 ケアプランセンターライヴ
事業所所在地 : 〒611-0001 京都府宇治市六地藏町並39番地
電話番号 : 0774-38-1211
FAX番号 : 0774-31-1120

事業所開設日 : 平成18年 2 月 1 日
指定事業所番号 : 京都府 2671200836 号
サービス提供地域 : 宇治市（木幡・六地藏・平尾台・羽戸山・五ヶ庄）
京都市伏見区（石田・醍醐・日野・桃山町・桃山）
京都市山科区（小野）
他の地域に関しては、相談に応じます。

2、事業の目的

要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という）を対象とし、その利用者又は家族等から依頼受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービス等の種類及び内容、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、要介護者が介護保険施設入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行うことを目的とする。

3、運営方針

- （1）利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、援助を行います。
- （2）利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。
- （3）利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。

- (4) 事業の運営に当たっては、保険者、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律 123 号）に規程する特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努める。
- (5) 上記の他＜指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 30 年宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する規定を定める条例）の具体的取り扱い方針を遵守します。

4、 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施するなどの措置を講ずるよう努めます。

5、 ハラスメント対策

事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境作りを目指します。また、利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

6、 質の高いマネジメントの提供

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について利用者に説明を行います。

- ① 前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合
- ② 前 6 ヶ月間に作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合

7、事業所職員体制

医療法人社団神野医院ケアプランセンターライヴ（以下居宅介護支援事業所という）に勤務する職種、員数及び勤務内容は次のとおりとします。

- (1) 管理者：主任介護支援専門員 1 名（管理者と兼務）

管理者は、所属職員を指導監査し、適切な事業の運営が行われるよう総括します。

- (2) 介護支援専門員：2 名（常勤管理者と兼務 1 名、非常勤専従 1 名）

介護支援専門員は、利用者の心身の状態の把握に努め、介護相談に応じて必要なケアプランの作成を行います。

8、営業日及び営業時間

- (1) 営業日：通常月曜日から土曜日までとする。但し、祝日、12月30日から1月3日までを除きます。
- (2) 営業時間：午前8時30分～午後5時30分までとします。

9、サービスの提供方法及び内容

- (1) 事業者（居宅介護支援事業者）は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の供与を行います。
- (2) 居宅介護支援にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力いたします。
- (3) 居宅介護支援にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏することがないように、公正中立に行います。
- (4) 居宅介護支援にあたっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。
- (5) 事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、毎月1回の訪問にて居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整を継続的に行います。
- (6) 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。

10、担当の介護支援専門員等

- (1) 担当する居宅介護支援専門員は次のとおりです。
- (2) 担当する居宅介護支援専門員を事業者側の事情により変更する場合には、あらかじめ利用者と協議します。

居宅介護支援専門員 氏名： _____ 連絡先（電話）： 0774-38-1211

11、市町村への届出

居宅支援のサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続は上記の居宅介護支援専門員にご相談ください。

1 2、サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「支援経過記録書」の書面に必要事項を記入し、支援経過の状況が明確になるようにいたします。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに「居宅サービス計画」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等をモニタリングし、サービス計画の見直しを図り「居宅サービス計画書」の書面を作成して、利用者に説明、同意の上交付いたします。
- (3) 事業者は、「居宅サービス共通記録書」その他の記録を作成完了後 5 年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します

1 3、サービス利用料及び利用者負担

■居宅介護支援（地域区分 1 単位：10・42 円）

区 分		サービス単位	備 考
居宅介護 支援費（Ⅰ）	要介護 1・2	1 0 8 6 単位	介護支援専門員 1 人あたり利用者45人未満
	要介護 3・4・5	1 4 1 1 単位	
居宅介護 支援費（Ⅱ）	要介護 1・2	5 4 4 単位	1 人あたり利用者45人以上60人未満
	要介護 3・4・5	7 0 4 単位	
居宅介護 支援費（Ⅲ）	要介護 1・2	3 2 6 単位	1 人あたり利用者60人以上
	要介護 3・4・5	4 2 2 単位	

（加減算）

初回加算	300単位／月	新規又は要介護度 2 段階アップ
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250単位／月	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200単位／月	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。
退院・退所加算（Ⅰ）イ	450単位／回	病院等の職員から必要な情報をカンファレンス以外の方法より1回受ける
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600単位／回	病院等の職員から必要な情報をカンファレンスにより1回受ける

退院・退所加算（Ⅱ）イ	600単位／回	病院等の職員から必要な情報をカンファレンス以外の方法より2回受ける
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750単位／回	病院等の職員から利用者に係る必要な情報を2回受けており、そのうち1回はカンファレンスによる。
退院・退所加算（Ⅲ）	900単位／回	病院等の職員から利用者に係る必要な情報提供を2回受けており、そのうち1回はカンファレンスによる。
緊急時等 居宅カンファレンス加算	200単位／回	病院等の求めに応じ、職員と共に居宅を訪問し、カンファレンスを行った場合（月2回まで）

＊介護保険の給付が支払われる場合は利用者様の自己負担はありません。

交通費については通常事業の実施地域以外の場合については、以下の額を徴収します。

（２）

- ①実施地域を越える地点から片道５km未満 ５００円
- ②実施地域を越える地点から片道５km以上で５km増す毎に ５００円加算
- ③タクシーや交通機関を利用した場合は実費負担

- （３） その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明を行い同意を得たものに限り徴収します。

14、相談窓口・苦情対応

（１） サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

ケアプランセンターライヴ お客様相談窓口	電話番号	０７７４－３８－１２１１
	FAX	０７７４－３１－１１２０
	相談員	担当者 神野君夫、絹傘知美
	対応時間	８：３０～１７：３０

（２） 公的機関においても、次の機関において相談・苦情申し出等ができます。

市町村介護保険窓口	宇治市	介護保険課
	電話番号	０７７４－２２－３１４１
	京都市	介護ケア推進課
	電話番号	０７５－２２２－３８００
国民健康保険団体連合会 [^] （国保連）	対応時間	平日 ９：００～１７：００
	電話番号	０７５－３５４－９０１１
	対応時間	平日 ９：００～１２：００ １３：００～１７：００

15、緊急時及び事故発生時の対応

事故が発生した場合には、京都府及び市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

又、その対応として、当法人の共通マニュアルに従い下記の手順で対応いたします。

〈事故が発生したとき〉

- ①利用者の転倒、交通事故など、何らかの事故が発生したときは、利用者の安全確保に努め、すぐに事故対応職員に連絡をとります。
- ②事故対応職員は、該当部所責任者、施設長に連絡をとり、対応を決定します。
- ③当該職員は、事故の応急処理ができた後、事故発生報告書を事故対応職員まで提出します。
- ④事故対応職員は、事故発生報告書を各部所責任者、院長に回覧して、職員に報告して、指導を行います。
- ⑤事故対応職員は、事故発生報告書を保管します。

〈緊急事態が発生した場合〉

- ①介護支援専門員は、相談業務を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡します。
- ②主治医の指示に従い適切な措置及びを行う事とします。
- ③主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を行います。
- ④介護支援専門員は、前項についてしかるべき措置をした場合は、速やかに管理者及び関係機関に報告を行います。
- ⑤ また、利用者家族緊急連絡先へ連絡します。
- ⑥ 介護支援専門員は、①～⑤に関する事項を居宅介護支援経過記録書記録します。

16、感染症対策について

事業所は感染症や災害が発生した場合であっても利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるよう感染症の予防・蔓延防止のための対策を講じ、職員に対し感染症予防・蔓延防止のための研修・訓練を定期的実施します。

17、個人情報の取り扱い・守秘義務について

- (1) 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (2) 事業所の提供する介護保険対象サービスを受けるに当たって、利用者様そのご家族様へ個人情報使用同意を得た上で、医師とサービス事業者間との情報 交換やサービス担当者会議等で

利用者様の個人情報を用いることがあります。

<使用する目的>

利用者の為の居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供する為、実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整において使用します。

<条件>

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外に漏れることがないよう細心の注意を払うこととします。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこととします。
- (3) 従業員で無くなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。

18、業務継続計画について

業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。

19、緊急連絡先

- (1) 緊急時は利用者様の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。又、利用者様家族緊急連絡先へ連絡致します。

緊急時連絡先	氏名 医療機関名 所在地 電話番号	神野君夫 医療法人社団 神野医院じんのクリニック 宇治市六地藏町並39番地 0774-31-1122（転送あり）
協力医療機関	医療機関の名称 院長名 所在地 電話番号 診療科 入院設備 緊急指定の有無 契約概要	医療法人医仁会 武田総合病院 一山智 京都市伏見区石田森南28-1 075-572-6331 総合診療科 あり あり 当事業所と病院は開放型病棟提携病院

(2) 利用者様家族緊急連絡先

①氏名	続柄 ()
住所	
TEL 携帯電話	
②氏名	続柄 ()
住所	
TEL 携帯電話	

【 サービス利用・個人情報使用同意書 】

令和 年 月 日

サービス締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 法人名 医療法人社団 神野医院

事業者名 ケアプランセンターライヴ

代表者名 神野 君夫 印

所在地 京都府宇治市六地藏町並39番地

説明者 印

事業所のサービス利用に当たり、契約書及び重要事項説明書を受領し、内容説明を受け、理解し、納得の上でサービスの利用を受けることを同意します。

又、私（利用者及びその家族）の個人情報については、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

利用者 住所

氏名 _____ 印 _____

家族	住所
----	----

氏名 _____ 印 _____

署名代行者及び代理人

住所

氏名 _____ 印 _____